

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年7月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年7月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランド始良

始良市東餅田2372番地1

2 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設 建物南側 119平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設 建物南側 63平方メートル

(2) 廃棄物等保管施設の容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物内南側 17立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物内南側 12立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物内南側 12立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設 建物内南側 30立方メートル

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 令和3年3月1日

(2) 2の(3) 令和2年7月1日

4 届出年月日

令和2年6月30日